

お客様各位

## お知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社の商品・サービス等に関するご意見等のお申し出に際しましては、下記の電話連絡先にて受付を行っております。

お申し出いただいたご意見等につきましては、真摯な対応に努める所存でございます。

### 【 株式会社 OUGAN へのご意見等連絡先 】

**03-6421-4181**

9：00～17：00 月曜日から金曜日（祝日を除く）

弊社加入協会の一般社団法人日本少額短期保険協会（以下「少短協会」とします）は、保険業法第308条の2第1項（平成22年10月1日施行）に基づく「指定紛争解決機関」（＝「指定ADR機関」）の指定認可を、金融庁長官より平成22年9月15日に取得となりました。

ADRとは、Alternative Dispute Resolution の略で、仲裁、調停、あっせんなどの「裁判外紛争解決手続」のことをいいます。

この指定取得に伴い少短協会は、平成22年10月1日より紛争解決支援機関として「少額短期ほけん相談室」を開設・運営しました。ご契約者をはじめ一般消費者の皆様が必要に応じて、紛争解決に向けてのご相談にご利用いただくことができます。

連絡先TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間:9：00～12：00 13:00～17:00

受付日: 月曜日から金曜日（祝日を除く）

今後ともかわらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 OUGAN